制定について 市産業振興基本条例 ○議案第85号 仙北

ことが、産業振興の大前 を実施するのか。 具体的にどのようなこと の制定主旨、 提と考えるが、この条例 問 最大限の能力を発揮する 事業者や経済団体が 制定後には

に取り組むための条例制 域一丸となって産業振興 誘致、促進、育成し、地 振興等各業態へのPR、 観光分野、 定である。 ではカバーできなかった 従来の産業振興条例 農林業、畜産

ものである。

条例の検討段階で、

考えや理念を明文化した

基本条例であり基本的な この条例はあくまでも

答

現状が激変し、

具体的な取り組みにつ

み取ったのか。

パブリックコメント

市民の意見をどれだけ汲 パブリックコメント等、

問

第9条に規定される



産業振興に更なる力を!!

対する討論 振興基本条例に 仙北市産業

改正が必要となった場合 今の段階では考えていな ごとの見直しについては には考えるが、一定期間 条例 ある。 る中、市民所得を向上さ 例に定める理念が必要で する為には、この基本条 の企業が困窮の状態にあ る、農業者を含むすべて 賛成討論 仙北市全体が活発化 市内に

成と発展に取り組むべき である。 し、一日も早い産業の育 早急に本条例を制 定

気込みもしっかり浮き出 く全般的なものだとして るようなものでなければ と具体施策を実施する意 いるが、本市独自の理念 反対討論 基本条例は広

基本条例と全く同じであ

だ政策的な提案もいただ まらず、さらに踏み込ん 振興条例の範囲内にとど いている。 企業誘致に関する産業

同一目的の委員会であ

市基金条例の ○議案第86号 案を否決 委員長裁決により原

お ついて

部を改正する条例制市産業振興条例の一○議案第89号 仙北 定について

るものである。 業立地促進条例」と改め 条例の題名を「仙北市企 内容は仙北市産業振興

の補正予算である。 内容は常任委員会所管

性も含めて検討していき

期間ごとの見直しが必要 効性を検証する為、一定

ではないか。

の主たる目的は産業振興

この条例に欠けている

産業振興対策委員会

望を聞き、

要綱等の必要 関係団体の要 いては現在の事業を精査

に前文に加えさせていた で寄せられた意見をもと

常に、この条例の有

や、目的が異なるのでは

れることになるが理念 とされた委員会で検討さ えるが、他の条例で必要 きな役割を担うものと考 産業振興対策委員会が大

> の規定 的な計画③委員会のあり 視点として①前文での現 方④情勢に沿った見直し 状に対する認識度②基本

以上の点を補うべきであ るので本案に反対。

反対3 示採決結果 可否同数 賛成3

改正する条例制定に 部仙を北

を改めるものである。 特別導入事業基金」の額 内容は「仙北市肉用牛

23 ○議案第90号 計補正予算(第6号) 一 般平 会成

> 事等に伴うものである。 策費 (除雪費)、 大雨の被害個所の復旧工 主なものは冬季交通対 6月の

業会計補正予算 ○議案第95号 平成 2号

正である。 内容は建設改良費の補

中止を求める請願 先物取引試験上場の の請願第3号 米の

時間が必要で継続審査と 上場の仕組みを熟知する 農家の状況把握、試験

◎採決の結果

95号までの全議案は全会 一致で原案を可と決定し 議案第86号から議案第 (荒木田

